

令和 2 年 9 月 4 日

令和 2 年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和 2 年 9 月 4 日会議提出議案一覧表

議案第 20 号	令和 2 年度鳥羽市一般会計補正予算（第 8 号）	・・・ 別冊
議案第 21 号	令和 2 年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	・・・ 別冊
議案第 22 号	令和 2 年度鳥羽市一般会計補正予算（第 9 号）	・・・ 別冊
議案第 23 号	令和 2 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	・・・ 別冊
議案第 24 号	令和 2 年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	・・・ 別冊
議案第 25 号	負担付きの寄附の受納について	・・・ 1
議案第 26 号	鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について	・・・ 3
議案第 27 号	鳥羽市森林環境譲与税基金条例の制定について	・・・ 5
議案第 28 号	鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 29 号	鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について	・・・ 9
議案第 30 号	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	・・・ 12
議案第 31 号	鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について	・・・ 14
議案第 32 号	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について	・・・ 17
議案第 33 号	鳥羽市景観条例の一部改正について	・・・ 19
議案第 34 号	鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について	・・・ 22
議案第 35 号	鳥羽市景観計画の策定について	・・・ 28
議案第 36 号	鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について	・・・ 29
議案第 37 号	令和元年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・ 32
認定第 1 号	令和元年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・ 33
認定第 2 号	令和元年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・ 34
報告第 3 号	令和元年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・ 35
報告第 4 号	令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 36
報告第 5 号	令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 37
報告第 6 号	令和元年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・ 38
報告第 7 号	一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について	・・・ 39

議案第 25 号

負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 寄附の目的 公益財団法人鳥羽市武道振興会の解散にあたり、武道振興事業を市に承継するため。
- 2 寄 附 物 件 鳥羽市武道館
(別紙「寄附物件一覧」のとおり)
- 3 寄 付 者 三重県鳥羽市大明東町 8 番 2 号
公益財団法人鳥羽市武道振興会
会長 小竹 篤
- 4 寄附の条件 (1) 武道館の運営を継続し、武道の振興を図ること。
(2) 寄附物件は、公益財団法人日本財団(旧財団法人日本船舶振興会)の助成を受けて取得した物件につき、処分又は目的外利用をする場合は、所要の手続を行うこと。
(3) 寄附物件の引渡日は、令和 3 年 4 月 1 日とすること。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

市民の健全な心身の発達と体力の向上に資する武道振興事業の拠点として鳥羽市武道館を受納したく、本提案とするものである。

(別紙)

寄附物件一覧

(1) 土地 (登記簿上)

所在	地番	地目	地積
鳥羽市大明東町	2090 番 275	宅地	2,770.85 m ²

(2) 建物 (登記簿上)

所在地	名称・構造等	床面積
鳥羽市大明東町 2090 番地 275	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建	1 階 976.92 m ² 2 階 266.40 m ² (計 1,243.32 m ²)

議案第 26 号

鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について
鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

みえ森と緑の県民税市町交付金を適正に管理し、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づく基金を設置したく、本提案とするものである。

鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例

(設置)

第1条 災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、鳥羽市みえ森と緑の県民税市町交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、みえ森と緑の県民税市町交付金のうち、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

鳥羽市森林環境譲与税基金条例の制定について
鳥羽市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

森林環境譲与税を適正に管理し、森林の整備及びその促進を図るため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づく基金を設置したく、本提案とするものである。

鳥羽市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 本市における森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、鳥羽市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

鳥羽市土地開発基金条例の一部改正について

鳥羽市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

基金を活用した用地の先行取得機会の減少に鑑み、財源の有効活用を図るため
所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市土地開発基金条例の一部を改正する条例

鳥羽市土地開発基金条例（昭和45年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「積み立てを」を「積み立て、又は基金の一部を処分」に改め、同条第3項中「積み立てが」を「積立て又は処分が」に、「積み立て額相当額増加」を「積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部改正について

鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法の一部改正に伴い、関連条例における延滞金の割合等に関する規定の字句を整理したく、本提案とするものである。

鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例等の一部を改正する
条例

(鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和51年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(鳥羽市介護保険条例の一部改正)

第3条 鳥羽市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 第１条の規定による改正後の鳥羽市税外収入金に係る督促及び延滞金に関する条例附則第５項の規定、第２条の規定による改正後の鳥羽市後期高齢者医療に関する条例附則第２項の規定、第３条の規定による鳥羽市介護保険条例附則第８条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 30 号

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年条例第16号）の一部
を次のように改正する。

附則中「令和２年９月30日」を「令和２年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について

鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市景観計画の策定及び鳥羽市景観条例の一部改正に伴い、景観保全に関する規定の整理を行うほか、保護樹木の保全及び排水対策等に関する規定について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部を改正する条例

鳥羽市民の環境と自然を守る条例（昭和48年条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 建築物の色彩及び広告物の内容の制限（第38条の5—第38条の8）」を削り、「第44条」を「第51条」に改め、「第4節 保護樹木及び保護樹林（第45条—第51条）」を削る。

第31条第1項中「磯部町、阿児町」を「志摩市」に改める。

第2章第7節を削り、第3章第4節を削る。

第44条を削り、第43条の次に次のように加える。

第44条から第51条まで 削除

第55条を次のように改める。

（指定の手續）

第55条 市長は、文化環境保存区域を指定しようとするときは、あらかじめ、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の指定をするときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

3 文化環境保存区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

第55条の次に次の2条を加える。

（指定の解除及び区域の変更）

第55条の2 市長は、指定した文化環境保存区域について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

2 前条の規定は、文化環境保存区域の指定の解除及び変更について準用する。

（標識の設置）

第55条の3 文化環境保存区域を指定したときは、その土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。

2 文化環境保存区域の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転

し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

第61条の見出し中「の同意」を「との協議」に改め、同条第1項中「の同意を得なければならない」を「と事前に十分協議しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第68条中「及び第51条」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 32 号

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和
に関する条例の一部改正について

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市景観計画の策定及び鳥羽市景観条例の一部改正に伴い、適用事業の範囲
について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和
に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「13メートル以上のもの」を「10メートルを超えるものの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する事業について適用し、同日前に着手する事業については、なお従前の例による。

議案第 33 号

鳥羽市景観条例の一部改正について

鳥羽市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市景観計画の策定に伴い、景観行政団体の条例で定めるべき事項を整備し
たく、本提案とするものである。

鳥羽市景観条例の一部を改正する条例

鳥羽市景観条例（令和２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

- ３ 市長は、景観計画において、良好な景観を形成するため、地域の現状や景観特性等を踏まえ、区分する地域帯を定めることができる。

第５条中「第１４条第１項に規定する」を削る。

第１５条を第１９条とし、第１４条を第１８条とし、第１３条を第１５条とし、同条の次に次の２条を加える。

（景観重要建造物等の指定の手続）

第１６条 市長は、法第１９条第１項の規定による景観重要建造物の指定又は法第２８条第１項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第１９条第２項又は法第２８条第２項に定めるもののほか、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- ２ 前項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の手続は、規則で定めるところにより行うものとする。
- ３ 前２項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

（原状回復命令等の手続）

第１７条 市長は、法第２３条第１項（法第３２条第１項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第１２条を第１４条とし、第８条から第１１条までを２条ずつ繰り下げる。

第７条中「要しない行為」の次に「（重点地区を除く。）」を加え、同条第４号中「（同項第２号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）」を削り、同条中第５号を削り、第６号を第５号とし、同条に次の１項を加え、同条を第９条とする。

- ２ 重点地区における法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、規則で定め

るものとする。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（眺望保全区域及び重点地区の指定）

第6条 市長は、景観計画区域のうち、良好な眺望景観を保全する必要があると認める区域を眺望保全区域として指定することができる。

2 市長は、景観づくりの推進を重点的に図るため、特に必要と認める地区を重点地区として指定することができる。

3 前2項の眺望保全区域及び重点地区における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、眺望保全区域又は重点地区ごとに定めることができる。

（計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続）

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥羽市景観条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。

議案第 34 号

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市民体育館サブアリーナの利用料金を定めるとともに、鳥羽市武道館の設置及び管理に関し必要な事項を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市運動施設の管理に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第3から別表第5までに定める」を削り、「利用料金」の次に「（附属設備等の利用料金を含む。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第3から別表第5までに定める額（附属設備等の利用料金については、教育委員会規則で定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

別表第3の1の表中「専用利用」を「専用使用」に改め、同表中「

メインアリーナ		円
	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	1,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	10,000

」を「

メインアリーナ			円
	営利又は宣伝を直接の目的としない場合		1,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		10,000
サブアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	全体	1,500
		フロア	1,000
		舞台	500
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	全体	15,000
		フロア	10,000

		舞台	5,000
トレーニング グループ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合		600
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		6,000

」に改める。

別表第3の2の表中「個人利用」を「個人使用」に改める。

別表第5中「

中会議室	600
------	-----

」を「

中会議室		600
サブアリーナ	全体	2,100
	フロア	1,400
	舞台	700
トレーニングルーム		600

」に改める。

第2条 鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「管理」を「設置及び管理」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 本市は、市民の心身の健全な発達に寄与するため、運動施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

鳥羽市武道館	鳥羽市大明東町 8 番 2 号
--------	-----------------

- 2 鳥羽市都市公園条例（昭和44年条例第45号）第10条第2項の規定に基づき、この条例により管理する運動施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第12条第2項中「別表第5まで」を「別表第6まで」に改める。

附則第3項中「（昭和44年条例第45号）」を削る。

別表第2中「

鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽中央公園相撲場	午前9時から 午後9時まで
鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的グラウンド	午前9時から 日没まで

」を「

鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽市武道館	午前9時から 午後9時まで
鳥羽中央公園相撲場 鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的グラウンド	午前9時から 日没まで

」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第12条関係）

鳥羽市武道館利用料金

1 専用使用の場合

時間区分 使用区分	午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時	全日 (午前 9 時～ 午後 9 時)
道場	円 1,300	円 2,000	円 2,600	円 5,200
会議室	900	1,300	1,900	3,500

備考

- 1 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の 2 倍相当額とする。
- 2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、当該利用料金の 3 倍相当額とする。
- 3 時間区分を超過して使用する場合は、超過利用料金は、超えて使用した時間区分の 1 時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、超過時間が 1 時間未満であるとき、又は 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 4 道場の一部を使用する場合において、その使用面積が 2 分の 1 以下のときの利用料金は、当該利用料金の 2 分の 1 の額とする。
- 5 会議室の冷暖房設備を使用する場合は、当該利用料金に 1 の時間区分につき 720 円（全日の場合は 2,160 円）を加算する。

2 個人使用の場合

時間区分 使用区分		午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時
道場	小 ・ 中 学	円	円	円

	生・高校生	50	50	50
	一般	100	100	100
トレーニング ルーム	小・中 学 生・高校生	100	100	100
	一般	200	200	200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(鳥羽市都市公園条例の一部改正)

- 3 鳥羽市都市公園条例（昭和44年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「鳥羽市運動施設の管理に関する条例」を「鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

議案第 35 号

鳥羽市景観計画の策定について

鳥羽市景観計画を別冊のとおり策定するため、鳥羽市議会基本条例第 8 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく鳥羽市景観計画を策定したく、本提案とするものである。

議案第 36 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について

鳥羽市辺地の総合整備計画を次のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

神島町における事業内容の追加等に伴い、計画の一部を変更したく、本提案とするものである。

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市神島町辺地

(辺地人口： 320 人、面積 0.76 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 神島町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市神島町52番地

(3) 辺地度点数 168点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける神島町辺地は、鳥羽港の北東約14kmの海上に浮かぶ周囲3.9kmの島です。三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となったことで有名なこの島は、平成18年にロマンチックなデートスポットとして「恋人の聖地」に認定されています。また、10月頃になるとアサギマダラ（蝶）やサシバ（鷹）の渡りが見られる自然の宝庫でもあります。

島の子育てを担う神島保育所は、建設から40年以上が経過しており、施設の老朽化や耐震基準に満たないなど施設整備において大きな課題を抱えています。そこで、保育所の設計、建設を行い、施設の安全性を図ることにより、園児を含めた島民全体の安全・安心を確保します。

また、神島診療所においては、超音波検査が必要な様々な診察に対応するため超音波診断装置を設置し診断に役立てるとともに、画像診断を行うワークステーションの更新をし、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

平成30年度から令和2年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
神島保育所 (設計・建設業務)		鳥羽市	77,379	0	77,379	77,300
神島診療所 (医療施設整備事業)		鳥羽市	8,274	4,137	4,137	4,100

議案第 37 号

令和元年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 380,907,764 円のうち、100,000,000 円を減債積立金に積み立て、91,373,127 円を建設改良積立金に積み立て、189,534,637 円を自己資本金に組み入れるものとする。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

認定第 1 号

令和元年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和元年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和元年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 令和元年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和元年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第 2 号

令和元年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和元年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第 3 号

令和元年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度算定値	－	－	9 . 6	6 2 . 5
早期健全化基準	1 4 . 2 7	1 9 . 2 7	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	－

報告第 4 号

令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第 5 号

令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計	—	20.0

報告第 6 号

令和元年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第 7 号

一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎